

—速報 21—

2020年4月28日

新型コロナウイルス感染症の最新関連情報

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染状況等に関する最新情報をお知らせいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、世界で最初に都市の封鎖が行われた湖北省の武漢市では4月8日、封鎖措置が2カ月半ぶりに解除されました。なお、4月に入り、国内感染者の毎日の新規増加数は概ね1桁台の水準を維持しています。また、上海や北京などの主要都市では、これまで休校となっていた学校が4月末から一部再開となりました。中国国内における新型コロナウイルス感染症の沈静化や、相次ぐ操業再開の動きを踏まえ、本速報では5月以降引き続き当局政策全般を中心に発信を行い、新型コロナウイルスの感染状況については割愛させていただきます。

□ 感染状況

中国国家衛生健康委員会はウェブサイトで感染状況を毎日更新している¹。31省（自治区・直轄市）および新疆生産建設兵団の新規感染確認、感染疑い、治癒、死亡、および直近の新規感染例推移については、図表1をご参照下さい。

【図表1】新型コロナウイルスの感染状況

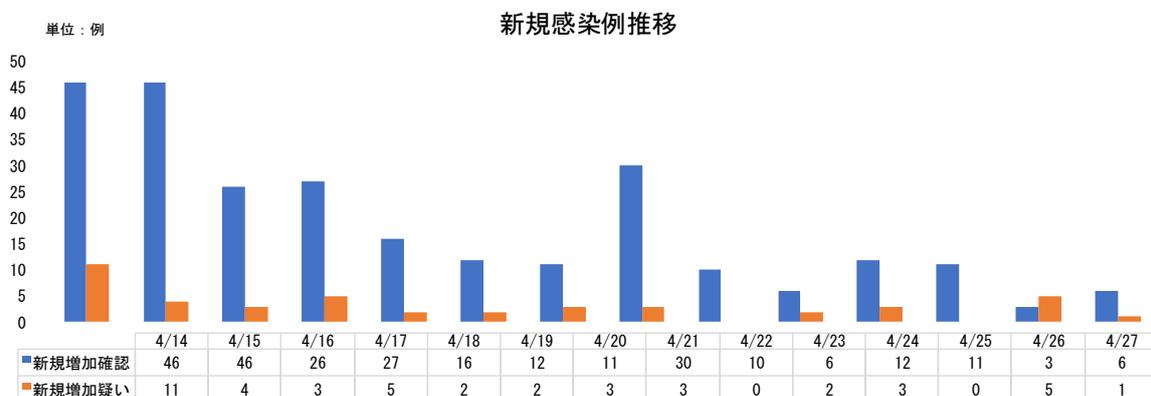
2020年4月27日（24:00時点）新型コロナウイルス感染人数（単位：例）

	感染確認		感染疑い	無症状感染 (注2)	治癒	死亡
	国内	海外輸入				
新規増加	3	3	1	40	81	0
累計	82,836		(注1)9	(注3)997	77,555	4,633

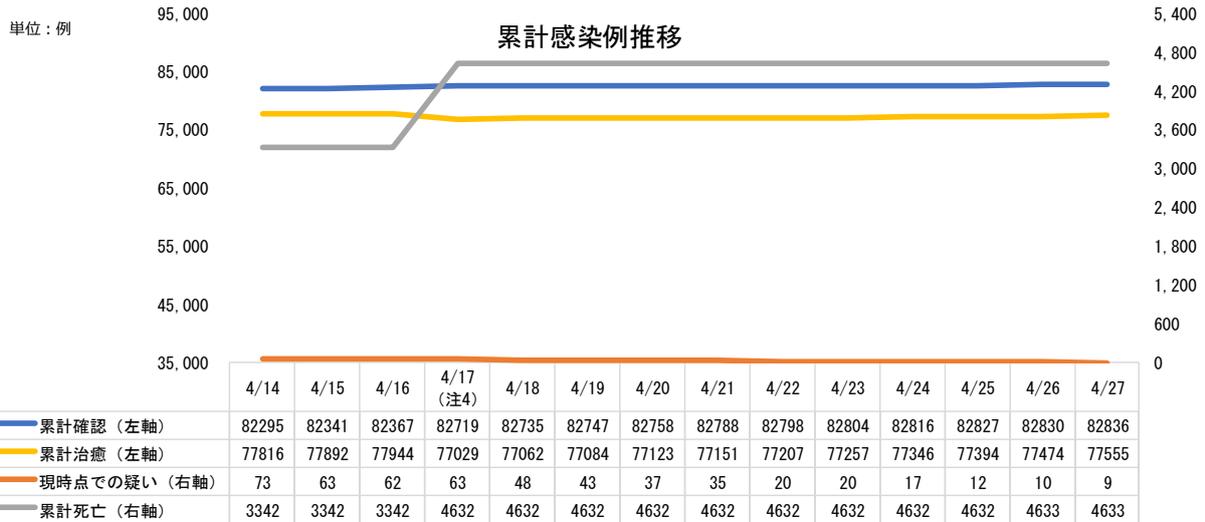
注1：現時点での感染疑い人数。

注2：4月1日より無症状感染人数も統計対象となる。

注3：現時点での医学観察中の無症状感染人数。



¹ 国家衛生健康委員会のウェブサイト⇒ <http://www.nhc.gov.cn/>



注4：国家衛生健康委員会は4月17日に死亡人数を修正した。

(国家衛生健康委員会などの公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 当局政策関連

中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表している。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を相次ぎ打ち出している。一方、操業再開の動きが広がっていることに伴い、ここでは新型コロナウイルス関連政策に限らず、当局政策全般を掲載する。直近公布された主な政策を図表2にまとめた。

【図表2】政府当局の主な政策動向

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
商務部等	<p>現下の対外貿易の安定化に向けた取り組みに関する交通運輸部、商務部、税関総署、国家鉄路局、中国民用航空局、国家郵政局、中国国家鉄路集团有限公司の通知（2020. 4. 20）</p> <p>交通运输部 商务部 海关总署 国家铁路局 中国民用航空局 国家邮政局 中国国家铁路集团有限公司关于当前更好服务稳外贸工作的通知 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/lwzc/202004/20200402958419.shtml</p>	<p>営業・生産再開を推進し、対外貿易の安定化に向けた取り組みを更に強化するために、交通運輸部、商務部、税関総署、国家鉄路局、中国民用航空局、国家郵政局、中国国家鉄路集团有限公司は共同で以下の通知を発表する</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 円滑な貿易輸送ルートを確認する。国際海運、航空貨物輸送、中国・欧州間の国際定期貨物列車、国際宅配便、コンテナの鉄道・水上複合一貫輸送における円滑な輸送ルートの確保を行う ➢ 対外貿易輸送の利便化を促す。単一窓口による国際貿易の対応を推進し、港湾における直接荷積み・荷卸しを試行し、港湾の取扱能力と効率を高め、国際道路輸送の利便性を確保する ➢ 輸出入に係る物流コストを引き下げる。関連料金を引き下げ、海運・空運市場の監督管理を強化し、企業間の協力・連携を促す ➢ 良好な外部環境を構築する。海運・空運業における正常な生産秩序を確保し、国際交流・協力を強化する ➢ メカニズムによる保障を強化する。新型コロナ感染症流行期間中の運行調整を適切に実施する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
国家稅務 總局	<p>一部の廃止となる稅務規范性文書リストの公布に関する国家稅務總局的公告 国家稅務總局公告 2020 年第 8 号 (2020. 4. 15)</p> <p>国家税务总局关于公布一批全文失效废止的税务规范性文件目录的公告[国家税务总局公告 2020 年第 8 号] http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5148690/content.html</p>	<p>稅制環境を最適化するために、「稅務規范性文書制定管理方法」(国家稅務總局令 第 41 号にて公布、第 50 号にて改正)に基づき、国家稅務總局は稅務規范性文書を整理した 廃止となる規范性文書は 32 件で、これらは主に新しいルールの発効により廃止となるものである。例として、稅理士事務所、自動車稅收管理、輸出増值稅の還付（免除）に関するルールなどが挙げられる。一方、規定された任務が完了しており、繼續して実施する必要がないため廃止となる文書もある。増值稅領收書發行システムのデータ交換標準に関する規定はその一例である</p>
	<p>新型エネルギー自動車の車兩購入稅（取得稅）の免除に係る政策に関する財政部、稅務總局、工業・情報化部の公告 財政部公告 2020 年第 21 号 (2020. 4. 22)</p> <p>财政部 税务总局 工业和信息化部关于新能源汽车免征车辆购置税有关政策的公告[财政部公告 2020 年第 21 号] http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5148808/content.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2021年1月1日から2022年12月31日まで、新エネルギー車の購入に対し車兩購入稅（取得稅）を免除する。車兩購入稅免除の適用対象となる新エネルギー車は、純電氣自動車（BEV）、プラグインハイブリッドカー（PHEV）、航続距離延長型電氣自動車「EREV」を含む）、燃料電池自動車が挙げられる ➢ 車兩購入稅免除の適用対象となる新エネルギー車については、工業・情報化部と稅務總局が發布した「車兩購入稅を免除する新エネルギー車の車種リスト」に基づき管理される
財政部等	<p>新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策の改善に関する通知 財建 [2020] 86 号 (2020. 4. 23)</p> <p>关于完善新能源汽车推广应用财政补贴政策的通知[财建（2020）86号] http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202004/t20200423_3502975.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策の実施期間を2022年末まで延長する。補助金の縮小幅とペースを穏やかにするため、原則として2020～2022年の補助金の支給基準をそれぞれ前年度より10%、20%と30%引き下げる ➢ 2020年より、新エネルギー乗用車、商用車メーカーが1度に補助金を申請する車兩数はそれぞれ1万台と1千台に達しなければならない。補助金政策の対象期間満了後（2022年末）、清算車兩数が上記の条件をクリアできないメーカーに対し、最終の補助金支給を行う。新エネルギー乗用車の補助金受給前の販売価格は30万元以下でなければならない。バッテリー交換式EVの普及拡大を支援するため、バッテリー交換式EVは上記の制限を受けない ➢ 本通知は2020年4月23日から実施しており、2020年4月23日から2020年7月22日までは移行期間とされる。移行期間において、2019年の技術指標に適合するが2020年の技術指標に適合しない販売車兩（ナンバープレート付き）に対し、「新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策の更なる改善に関する通知」（財政建設 [2019] 138号）が定めた基準の0.5倍に基づき補助金を支給する。2020年の技術指標に適合する販売車兩（ナンバープレート付き）に対し、2020年の基準に基づき補助金を支給する

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 個別政策関連

ここでは、従来のビジネスエクスプレスの形で、皆様の関心や注目度が高い政策、テーマなどについて、詳しく説明していきます。

国家外貨管理局、 外貨業務の最適化、海外関連業務テコ入れ策発表 越境貿易・投資の利便化を図る

国家外貨管理局はビジネス環境をさらに改善し、質の高い実体経済の発展を支援するため、2020年4月14日付で『外貨管理の最適化、対外業務の発展支持に関する通達』（匯発[2020]8号、以下『8号通達』という）を公布しました²。『8号通達』は、外貨業務管理の最適化や、関連業務の手続き簡素化・規制緩和により、越境貿易・投資の利便性向上を図るもので、2020年4月14日から実施しています³。

『8号通達』では外貨業務管理の最適化と外貨業務サービスの改善に対し、それぞれ4つの利便化措置を打ち出しています。

外貨業務管理の最適化については、資本項目収入の支払利便化改革を中国全土で推進（第1条）、特殊外貨払戻業務に係る登記手続きの撤廃（第2条）、一部の資本項目業務登記管理の緩和（第3条）、外貨購入による輸出業務に係る国内外貨貸付の返済解禁（第4条）、の4つが挙げられます。

外貨業務サービスの改善については、外貨業務における電子証書使用の利便化（第5条）、銀行による越境Eコマースに係る外貨決済の最適化（第6条）、業務審査に係る記載・捺印手続きの簡素化（第7条）、銀行による金融サービスのイノベーションの支援（第8条）、の4つが挙げられます。

各措置の詳細内容については以下の通りです。

² 『8号通達』の中国語原文については、以下のURLよりダウンロードできます。

⇒<http://www.safe.gov.cn/safe/2020/0414/15970.html>

³ このうち第3条については、資本項目情報システムのアップグレードの関係で、2020年6月1日から実施されます。詳細は本稿2頁「一部の資本項目業務登記管理の緩和」をご参考ください。

□ 外貨業務管理の最適化

『8号通達』の第1条では、資本項目収入の支払利便化改革の対象地域につき、従来の上海 FTZ 等から中国全土まで拡大しています。関連内容は以下をご参考ください。

資本項目収入の支払利便化改革を中国全土で推進

- ✓ 資金使途の真実性を保証し、かつ現行の資本項目収入の使用管理規定に適合することを前提に、条件を満たす企業が資本金、外債及び海外上場等の資本項目に係る収入を国内支払に用いる際、銀行への1件ごとの真実性証明に係る資料の事前提供が不要となる。
- ✓ 取扱銀行は健全性確保の方針に基づき、資本項目収入の支払利便化業務に対し事後の抜取検査を実施しなければならない。
- ✓ 所在地の外貨局は、モニタリング・分析と事中・事後の監督管理を強化しなければならない。

第2条では、特殊外貨払戻業務に係る登記手続きを撤廃しました。関連内容は以下をご参考ください。

特殊外貨払戻業務に係る登記手続きの撤廃

- ✓ 「貨物貿易外貨受取・支払企業リスト」においてA類に組み入れられた企業（以下、A類企業）が、5万米ドル相当以下（1件ベース）、期限超過（外貨払戻日と元の受取・支払日との間隔が180日超）、又は特別な事情により、本来のルートでの払戻ができない外貨払戻を行う場合、外貨局で事前に登記手続きを行う必要がなくなり、金融機関に直接手続きを実施することが可能となる。
- ✓ 金融機関は、上記の登記不要の外貨払戻業務を行う際、渉外収支取引申告の備考欄に「特殊外貨払戻」と注記しなければならない。

第3条では、条件を満たす内保外貸（国内保証、海外借入）及び海外貸付の抹消登記について、従来の外貨局から銀行に移管しています。関連内容は以下をご参考ください。

一部の資本項目業務登記管理の緩和

- ✓ 条件を満たす内保外貸（国内保証、国外借入）及び国外貸付の抹消登記は銀行にて実施することが可能となる。
- ✓ 非金融企業は、内保外貸に係る義務が解除され、かつ内保外貸に係る契約の履行が発生していない場合、所属の支局（外貨管理部）所管の銀行にて内保外貸の抹消登記を直接行うことが可能である。
- ✓ 非金融企業は、海外貸付が満期となり、かつその元利金を正常に回収する場合、所属の外貨管理局支局（外貨管理部）所管の銀行にて海外貸付の抹消登記を直接行うことが可能である。

第4条では、外貨購入を通じた輸出業務に係る国内外貨貸付の返済を認めました。関連内容は以下をご参考ください。

外貨購入による輸出業務に係る国内外貨貸付の返済解禁

- ✓ 荷為替手形の買取等に係る国内外貨貸付が規定に基づき、経常項目外貨決済口座にて元転を行う場合、企業は原則として、保有する外貨、若しくは貨物貿易の輸出代金を返済に充てなければならない。
- ✓ 企業が期日通りに輸出代金を受け取れない、かつ他の外貨資金を国内外貨貸付の返済に充当することができない場合、貸付銀行は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」の業務展開3原則に基づき、企業に対し外貨購入による外貨貸付の返済手続を行うことが可能である。銀行は毎月初5営業日以内に所在地の外貨局に関連状況を報告する。

□ 外貨業務サービスの改善

第5条では、銀行は電子証書を審査する形で貨物貿易の外貨収支業務を行うとした上に、その適用対象について、「A類企業、設立後2年経過」の制限を撤廃しました。関連内容は以下をご参考ください。

外貨業務における電子証書使用の利便化

- ✓ 銀行は電子証書を審査する形で貨物貿易の外貨収支業務を行う。その適用対象について、「A類企業、設立後2年経過」の制限を撤廃する。
- ✓ 銀行は電子証書を審査する形で貿易・サービス収支、第一次所得収支と第二次所得収支に係る外貨業務を行う場合、電子取引証書の印刷が不要となる。銀行は個人向け外貨取引業務を行う場合、「元転/外貨転通知書」の印刷が不要となる。
- ✓ 上記の業務を行う銀行は、電子証書の真実性、法令順守性及び用途の唯一性を確保した上、検査に備えるために電子証書若しくは電子情報を5年間保管しなければならない。

第6条では、銀行による越境Eコマースに係る外貨決済の最適化を提起しました。関連内容は以下をご参考ください。

銀行による越境Eコマースに係る外貨決済の最適化

- ✓ より多くの銀行が『「決済機関外貨業務管理規則」の印刷・発布に関する国家外貨管理局の通達』（匯発 [2019] 13号）に基づき、取引情報の収集、真実性の審査等の条件に適合することを前提に、取引の電子情報を利用して越境Eコマース市場の主体に対し、外貨取引及び関連資金の決済サービスを提供することを支持する。

第7条では、業務審査に係る記載・捺印手続を簡素化しました。関連内容は以下をご参考ください。

業務審査に係る記載・捺印手続の簡素化

- ✓ 金融機関は規定に基づき経常項目の外貨収支を審査する際、内部統制の要求と実際の業務における必要性に基づき、コンプライアンスの原則に従い、証明書の原本に受取・支払金額、期日を記載し、業務印を捺印するかどうかを自ら決定することが可能であるが、現行の規定に基づき、検査に備えるために審査資料を残して保管しなければならない。

第8条は、銀行による金融サービスのイノベーションを支援する方針を示しました。関連内容は以下をご参考ください。

銀行による金融サービスのイノベーションの支援

- ✓ 銀行が多様な方法を通じ、企業の信用状況を科学的に評価し、不可抗力により外貨受取・支払が困難となった企業を区別して扱い、成長の見通しが良好な中小・零細企業に対し、外貨貸付の期間延長、手続きの簡素化等の支援策を提供することを奨励する。
- ✓ 銀行がデジタル外貨管理プラットフォームに公開された企業の信用情報、取引レート等の情報を利用し、健全な業務運営と業務革新を行い、対外業務を取り扱う中小・零細企業に対する金融サービスを着実に実施することを支持する。

国家外貨管理局は、ビジネス環境の改善や、越境貿易・投資の利便化による実体経済へのサポートを目指しており、今後も外貨管理の改革に注力していくとみられます。新型コロナウイルスの影響もあり、金融市場における規制緩和や、円滑化に向けた取り組み等の重要性が一層増しています。今後の外貨管理改革の動きには引き続き注意が必要といえるでしょう。

なお本政策の適用に当たり、具体的な実務手続き等については、所在地の会計士事務所、または税務主管部門等にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(中国語原文)

国家外汇管理局关于优化外汇管理 支持涉外业务发展的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：

为进一步改善营商环境，服务实体经济高质量发展，国家外汇管理局决定优化外汇业务管理，完善外汇服务方式，提升跨境贸易投资便利化水平。现就有关事项通知如下：

一、优化外汇业务管理

(一) 全国推广资本项目收入支付便利化改革。在确保资金使用真实合规并符合现行资本项目收入使用管理规定的情况下，允许符合条件的企业将资本金、外债和境外上市等资本项目收入用于境内支付时，无需事前向银行逐笔提供真实性证明材料。经办银行应遵循审慎展业原则管控相关业务风险，并按有关要求对所办理的资本项目收入支付便利化业务进行事后抽查。所在地外汇局应加强监测分析和事中事后监管。

(二) 取消特殊退汇业务登记。货物贸易外汇收支企业名录分类为A类的企业，办理单笔等值5万美元（含）以下的退汇日期与原收、付款日期间隔在180天（不含）以上或由于特殊情况无法原路退汇的业务，无需事前到外汇局办理登记手续，可直接在金融机构办理。金融机构在为企业办理以上免于登记的退汇业务时，应在涉外收支申报交易附言中注明“特殊退汇”。

(三) 简化部分资本项目业务登记管理。将符合条件的内保外贷和境外放款注销登记下放至银行办理。非金融企业内保外贷责任已解除且未发生内保外贷履约的情况下，可到其所属分局（外汇管理部）辖内银行直接办理内保外贷注销登记。非金融企业境外放款期限届满且正常收回境外放款本息的情况下，可到其所属分局（外汇管理部）辖内银行直接办理境外放款注销登记。

(四) 放宽具有出口背景的国内外汇贷款购汇偿还。出口押汇等国内外汇贷款按规定进入经常项目外汇结算账户并办理结汇的，企业原则上应以自有外汇或货物贸易出口收汇资金偿还。在企业出口确实无法按期收汇且没有其他外汇资金可用于偿还上述国内外汇贷款时，贷款银行可按照审慎展业原则，为企业办理购汇偿还手续，并于每月初5个工作日内向所在地外汇局报备有关情况。

二、完善外汇业务服务

(五) 便利外汇业务使用电子单证。银行按规定以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支的，取消企业分类为A类以及成立满2年的条件。银行按规定以审核电子单证方式办理服务贸易、初次收入和二次收入外汇收支的，可不打印电子交易单证。银行办理个人结售汇业务时，可不打印“结汇/购汇通知单”。银行办理上述业务，应确保电子单证的真实性、合规性以及使用的唯一性，并留存电子单证或电子信息5年备查。

(六) 优化银行跨境电商外汇结算。支持更多的银行按照《国家外汇管理局关于印发〈支付机构外汇业务管理办法〉的通知》（汇发〔2019〕13号），在满足交易信息采集、真实性审核等条件下，凭交易电子信息为跨境电子商务市场主体提供结售汇及相关资金收付服务。

(七) 放宽业务审核签注手续。金融机构按规定审核经常项目外汇收支时，可根据内控要求和实际业务需要，按照实质合规原则，自主决定是否在单证正本上签注收付汇金额、日期并加盖业务印章，但需按现行规定留存审核材料备查。

(八) 支持银行创新金融服务。鼓励银行通过多种方式科学评估企业资信状况，对客观不可控因素造成涉外收付困难的企业区别分类，对发展前景良好的中小微涉外企业在外汇贷款方面给予贷款延期、手续简化等倾斜。支持银行利用数字外管平台开放的企业资信、收付汇率等信息，开展合规经营和业务创新，做好对中小微涉外企业的金融服务。

本通知自发布之日起实施（其中，第一条第三款因需升级资本项目信息系统，自2020年6月1日起实施）。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各全国性中资银行接到本通知后，应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

特此通知。

国家外汇管理局

2020年4月10日

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。